

鳥取県告示第91号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年2月17日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
菊川寿子	鳥取市用瀬町別府102-1	菊川医院	鳥取市用瀬町別府102-1	居宅療養管理指導 訪問リハビリテーション 訪問看護	平成20年5月1日
片山正見	鳥取市吉方温泉二丁目245	スカイ・クリニック	鳥取市弥生町223	〃	平成21年2月1日
医療法人社団尾崎病院 理事長 尾崎健一	鳥取市湖山町北二丁目555	医療法人社団尾崎病院	鳥取市湖山町北二丁目555	居宅療養管理指導 訪問看護	〃